滋賀県再犯防止推進計画(概要)

地域社会

11 ta A & thick to A thick to A



参考資

孤立しないまちづくり

暮らせる

地域社会

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

- 検挙される者の約半数が再犯者であること、再犯者による 罪は窃盗、傷害および覚せい剤取締法違反が多い状況
- こうした背景には、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育 環境など様々な生きづらさを抱える者も少なくない。
- 犯罪をした高齢者・障害ある人の中には、多岐にわたる福祉的支援を必要としている人がおり、福祉的支援があれば 再犯に陥らず、社会参加を目指せる人がいる。
- ・ このため、刑事司法関係機関のみによる取組を超えた国・ 地方公共団体・民間協力者が一丸となった「息の長い」支 援等について、国との適切な役割分担を踏まえ、SDGsの視 点を生かして県がその力を最大限に発揮し、県民が安全・ 安心に暮らすことができる社会の実現を図るため、計画を 策定するもの。

2 計画の位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律に規定する地方再犯防 ・推准計画

- 3 計画の期間:2019年度から2023年度(5年間)
- 4 推進体制

滋賀県再犯防止推進会議を設置し、関係者と連携を図りながら必要な支援を効果的に進める。

(構成員:刑事司法機関、更生保護・福祉の民間団体および行政など) (内容:再犯防止に関する事業の実施状況、課題把握、対策検討など)

第2章 計画策定にあたっての県の基本的認識

- 糸賀一雄氏をはじめとする先駆的な福祉の実践者の精神を受け継ぎ、更生保護や再犯防止の分野においても、比較的早い段階から福祉分野と連携した取組を進めてきたところ。
- これまでの本県の取組事項
- ①高齢または障害により、福祉的な支援を必要とする刑務 所出所者等への円滑な地域生活に向けた支援
- ②刑事司法手続段階における高齢者・障害のある人への司 法と福祉の関係機関が連携した支援
- ③青少年立ち直り支援センター「あすくる」による就労・ 就学等の支援
- ④建設工事の入札参加資格者審査において「保護観察対象 者等の就労支援」に関する加点
- ⑤保護観察対象者を臨時的任用職員として雇用
- ⑥社会を明るくする運動をはじめとする啓発活動 等
- こうした取組を公私協働で実施してきたものの、今後ます ます高齢化等の社会情勢の変化により、支援が必要な人の 増加が予測される。
- 生きづらさを抱えた人に寄り添いながら、繰り返し犯罪に 手を染めることがないような社会環境を作るとともに、被 害者を生み出さない社会になること目指す。

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現 ~県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人 取り残さない」共生社会の実現~

2 基本方針

- (1) 地域社会における生活で様々な困難を抱え、罪を犯した人の困難をひとつずつ解消する生活再建の実施
- (2) 国・県・市町・民間の緊密な連携協力による総合的な 施策の推進
- (3) 刑事司法手続を含むあらゆる段階での切れ目のない支援の実施
- (4) 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解することの 重要性を踏まえた支援
- (5) 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成

第5章 基本施策

- 1 国・民間団体等との連携強化
- ①犯罪や非行をした人への支援
 - ・地域生活定着支援センターの利用
 - 生活困窮者自立支援制度との連携
- ・民生委員・児童委員による相談・援助活動 等
- ②福祉事業所や家族を含む関係者向け研修会の実施

③県再犯防止推進会議の設置

(県域および市町域を越えた地域単位で様々な関係者が 課題検討する場の設置)

④支援や対応がうまくいかない支援者や家族に対し、支援者等に寄り添った相談や専門的アドバイスの実施

2 就労・住居の確保

- ①障害のある人・生活困窮者向け就労支援事業者に対す る啓発
- ②生活困窮者就労支援事業者や障害者就労支援事業者の 情報提供
- ③県における保護観察対象者への就労支援
- ④協力雇用主による公共調達の受注の機会を増やすための優遇措置
- ⑤刑期等が終了した後の職場定着までの継続的支援
- ⑥生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給
- ⑦生活困窮者一時生活支援事業や救護施設等との連携
- ⑧住宅セーフティネット法に基づき犯罪をした者等の入居を拒まない賃貸人の開拓

第4章 大切にする視点

困ったときに相談できる体制整備

1 "気づき"から"つながる"仕組みづくり

必要な福祉や医療の提供 息の長い支援 あたたかい見守り

- 2 多職種・多分野によるネットワークづくり
- 3 一人ひとりの人格と個性を尊重し、支援し続けるための 基盤づくり
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (1) 高齢者または障害のある人等への支援
- ①刑事司法手続の入口も含めた各段階で保健医療・福祉サービスを受けられるようにするための調整(司法と福祉等の関係機関による対象者の支援に必要な基本情報の共通化)
- ②障害のある人および高齢者への支援の充実
- ③地域精神科医療等との連携、④医療観察法病棟の運営
- (2)薬物依存症者への支援
- ①保護観察所と連携した薬物事犯者への断薬支援
- ②精神医療センターや精神保健福祉センター等における薬物 依存症者とその家族に対する支援
- ③地域の薬物依存症治療を行う医療の充実
- ④薬物依存症者への支援を実施する自助グループなどの民間 団体との連携

4 非行の防止と修学支援の実施

- ①非行少年等に手を差し伸べる立ち直り支援活動
- ②無職少年への適切な就労・就学の助言・指導
- ③「あすくる」における非行少年等の立ち直り支援(生活改善支援、就労支援、就学支援、家庭支援等)
- ④問題行動を起こす子どもへの指導や支援のあり方を助言する生徒指導緊急特別指導員の学校への適時派遣
- 5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進
- ①大学生も含めた少年補導員等の活動の普及啓発
- ②"社会を明るくする運動"の推進

第6章 計画に係る指標

刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業等における支援対象者の2年後の地域生活定着率

基準値 (-) → 目標値 90%以上

第7章 計画の進行管理

計画に掲げた方向性の推進状況や指標の達成度について定期的に点検、評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを実施